札幌市における休日の地域スポーツクラブ活動 (ハンドボール) 管理運営等業務 委託契約仕様書

1 業務名称

札幌市における休日の地域スポーツクラブ活動(ハンドボール)管理運営等業務

2 目的

少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を図ることとされている。

このことを踏まえ、札幌市の実情に応じた地域連携・地域移行に向けて、国の事業を活用して休日の部活動の管理運営を試行的に委託することで、地域クラブ活動を担う運営団体の体制構築や受益者負担の在り方などの課題を整理・検証することを目的とする。

3 業務の概要

- ・ 特定の札幌市立中学校に設置されているハンドボール部の休日における管理運営を一 定期間委託する。
- ・ 上記の委託を通して、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行における課題の整理・検証を行う。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

5 事業実施方法等

(1) 対象種目

ハンドボール

(2) 実施場所

札幌市立中学校のうち、委託者が指定する学校(ハンドボール部が設置されている学校2校。以下、「対象学校」という。)

(3) 参加対象生徒・生徒数・参加費用

ア 参加対象生徒

対象学校に設置されているハンドボール部に所属する生徒

イ 生徒数

100名程度

ウ参加費用

参加する生徒から参加費用を徴収しないこと

(4) 主な業務内容

- ア 地域スポーツクラブ活動に係る実施計画の作成
- イ 地域スポーツクラブ活動の実施(参加生徒への指導、安全管理、日程調整等)
- ウ 指導者の確保、指導者への事前研修、活動期間中における指導者のサポート
- エ 生徒・保護者・指導者・対象学校関係者との連絡調整
- オ 指導者への報酬等の支払い
- カ 参加者・関係者へのアンケート及び事業の成果・課題の報告
 - ※ 別途、委託者が主催する「部活動の地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の 機会確保に向けた検討委員会」(開催時期未定)への参加を依頼する場合がある。

6 業務内容の詳細

(1) 地域スポーツクラブ活動に係る実施計画の作成

ア 実施日程

履行期間内の休日(土曜日、日曜日及び祝日)のうち8回程度とし、具体の日程 は、対象学校と協議のうえ受託者において決定すること。

イ 活動時間

1回当たり3時間程度とすること。

ウ活動内容

- ・ 活動内容について、参加する生徒、保護者及び対象学校へ事前に説明すること。
- ・ 活動にあたっては、札幌市立学校に係る部活動の方針を遵守すること。

エ 委託者の承諾

受託者は、活動開始前に本仕様書に沿った実施計画を作成し、委託者の承諾を得ること。

(2) 地域スポーツクラブ活動の実施(参加生徒への指導、安全管理、日程調整等)

- ・ 上記 6 (1)において作成した実施計画に基づき、休日における地域スポーツクラブ活動を安全かつ円滑に実施すること。
- ・ 活動にあたり、対象学校の施設、備品等の利用を希望する場合は、対象学校の学校 長許可を得ること。
- (3) 指導者の確保、指導者への事前研修 、活動期間中における指導者のサポート
 - ・ 下記7に掲げる実施体制等を踏まえて、地域スポーツクラブ活動の実施に必要な指導者を確保し、配置すること。
 - ・ 本事業において指導者として従事することを希望する対象学校の教員の有無を確認 し、希望する教員がいる場合は、兼職兼業の手続きを経たうえで受託者所属の指導者 として配置するとともに、受託者負担のもとで指導者報酬を支払うこと。
 - ・ 地域スポーツクラブ活動の指導に従事する者に対して、本市が任用する部活動指導 員に対して実施する研修と同程度の内容を事前に行うこと。
 - ・ 活動期間中の指導者に必要な助言指導を行い、安全かつ円滑な地域スポーツクラブ 活動の実施に努めること。
- (4) 生徒・保護者・指導者・学校関係者との連絡調整等
 - ・ 参加にあたり必要な事項について、対象学校と連携して、参加生徒及びその保護者に対する連絡調整・説明を行うこと。
 - ・ 地域スポーツクラブ活動の安全かつ円滑な実施のために、指導者・学校関係者との 連携を図り、必要に応じて活動状況を報告すること。
- (5) 指導者への報酬等の支払い 本事業に従事した指導者に対して、報酬等を支払うこと。
- (6) 参加者・関係者へのアンケート及び事業の成果・課題の報告
 - ・ 活動期間の前後に、参加生徒、保護者等へのアンケートを実施すること。
 - ・ アンケート結果等を踏まえて、地域クラブ活動への移行を見据え、適切な運営(指導者の質・量の確保、適切な会費設定、活動場所等)や効率的・効果的な活動の推進に向けた検証を行い、下記9に掲げる事業報告書を作成し、提出すること。

7 実施体制等

- (1) 指導者等の配置
 - 専門的な指導が可能な経験・技術を有する指導者及びトレーナーを配置すること。

- ・ 参加する生徒の安全管理及び指導内容の充実のため、活動中は常時複数人の指導者 を配置すること。
- ・ 指導者の他に運営管理責任者を配置するなど、安全な事業実施のために必要な運営 体制を整備すること。

(2) 損害賠償保険への加入

- ・ 指導者及びトレーナーを含めた運営スタッフは、適切な保険(傷害保険、賠償責任 保険等)に加入すること。
- ・ 運営スタッフが本事業への従事中に負傷、疾病等を被った場合は、上記の保険により対応すること。

(3) 実績報告書等の提出

- ・ 受託者は、運営スタッフの勤務状況及び活動実績(生徒参加状況、活動日時、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等)を活動実施月の翌月指定日までに実績報告書により報告すること。
- ・ 本事業は国庫委託事業であるため、必要に応じて運営スタッフの勤務条件、実出勤 日、実勤務時間、実支払額、事業実施状況の分かる書類(就業規程、出勤簿、勤務時 間管理簿、事業日誌、給与・謝金等台帳(支払明細)、各種経費の精算書類等)の提 出を求めることがあるため、提出すること。
- ・ 受託者は、その他、本市が求める活動実績を必要に応じて提出するとともに、事業 完了の日の属する年度の終了後5年間は関係書類を保存すること。

8 業務履行にあたって留意すべき事項

(1) 個人情報の管理

受託者は、別紙「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

ア 情報管理体制の整備

- ・ 運営管理責任者は情報を総合的に管理し、情報が漏えい、滅失又は改ざん等されることのないように専門指導員を監督・指導すること。
- ・ 業務上知り得た情報の内容を、本市の承認を得ることなく第三者に知らせ、又は 当該業務の目的外に使用してはならない。契約終了後においても、同様とする。

・ 取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告しその指示に従わなければならない。

イ 物理的情報保護対策

- ・ 個人情報記載書類等(情報書類等)を保管する場所を札幌市内において指定すること。
- ・ 情報書類等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室 で保管し、施錠する鍵は運営管理責任者が管理すること。
- ・ 情報が格納された記憶媒体、紙資料、ノートパソコン等は施錠管理すること。
- ・ 運営管理責任者が許可した場合を除き、情報を複写し、又は複製を作成しないこと。
- ・ 利用を終えた情報書類等はその都度保管場所に戻し、机上等へ放置しないこと。
- ・ 電子データで情報を事務所から持ち出す場合は、電子データに開封パスワードを 設定する等の情報保護措置を施すこと。
- ・ 情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分すること。ただし、業務委託契約が終了する場合、または受託者が変更となる場合には、今後の運営に必要な書類及び参加生徒に関する電子データ情報を本市へ引き渡した後、処分すること。

ウ 技術的情報保護対策

- 電子情報を利用する際は、必ず I D とパスワードによる識別と認証を行うこと。
- ・ パスワードは定期的に変更し、取扱う際にはその機密性を保持すること。
- ・ 本業務に用いる端末に、情報流出を引き起こすおそれのあるソフトウェアはイン ストールしないこと。
- ・ 本業務に用いる端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更 新を定期的に行うとともに、定期的なウイルス検査を行うこと。
- ・ 業務に不要なwebサイトへのアクセスやメールの送受信を制限すること。

エ 情報の公開

市民等から事業運営に関する情報公開を求められた場合に備え、札幌市情報公開条例に準じた規程を設け、適切な対応を図ること。

(2) 安全管理対策

受託者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全

点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。

ア 事故やけがへの対応

救急法、応急措置、医療機関・保護者への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルを作成し、活動中の専門指導員に携帯させること。マニュアルの内容については、運営スタッフへの研修を行うこと。また、応急措置のできる救急セットも常備すること。

イ 災害時の対応

災害時の対応について、各種法令等を遵守した対応マニュアルを作成し、運営スタッフへの周知徹底を図ること。災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

また、活動実施前及び活動中に「暴風警報」「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合の対応については、学校の基準に準じて判断すること。

ウ 熱中症対策等

熱中症予防のため、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分の補給ができる環境を整えること。

また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じることとし、温度や湿度の状況に応じて危険と判断した場合には活動の中止や見直し等を検討すること。

9 事業報告書の提出

受託者は、当該年度の事業内容を明らかにした事業報告書を作成し、別途指定する期日までに、電子データ(word及びPDF)で本市に提出すること。事業報告書は、別途示す国の様式により作成することとし、各種目への生徒の参加状況、事業期間を通した活動の実施状況、事故等の集計、学校施設活用状況、運営スタッフの配置状況及び研修実施状況、生徒、保護者等へのアンケート結果、地域クラブ活動移行に向けた検証結果等について記載すること。

なお、事業報告書は非公開情報を除き、情報公開の対象となるので内容・表現等に留意すること。

10 その他

(1) 禁止行為

事業の運営にあたり、受託者並びに受託者に雇用等及び業務委託された者は、政治的活動及び宗教活動を禁止する。

(2) 本市への報告

受託者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

- ア 委託業務の実施中に事故が生じた場合
- イ 委託業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品を滅失、又は毀損した場合
- ウ 本事業において、参加生徒に傷病があった場合
- エ 保護者等から要望等があった場合
- オ 事業計画の重要な部分を変更する場合
- カ 受託者の定款に変更があった場合
- キ その他本市の指示する事項

(3) 損害賠償

前項ア、イ及びウに該当する場合、その原因が受託者の責めに帰すべき事由によるときは、受託者は本市の指示に従い、現状回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(4) 事業内容の充実

受託者は、運営の改善点を把握するとともに、事業内容の充実に努めなければならない。

また、受託者は、調査を実施する都度、実施する調査の内容、調査の実施状況及び結果を本市に報告しなければならない。

(5) 実地調査等

- ア 本市は、委託業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について 調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受託者は書類の提出、開示及 び説明を行う等、積極的に協力すること。
- イ 受託者は、仕様書及び企画提案書等に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。点検結果及びその内容に対し、本市は提出内容及び時期等について受託者に指示する。

ウ 本市は、受託者が法令・契約書等を遵守しない場合、又は仕様書及び企画提案書等 に沿った運営を行っていない場合は、業務改善を指示する。この場合、受託者は改善 計画書をすみやかに提出するとともに、適切な対応をしなければならない。

(6) 監査等

本市の委託業務にかかる監査等の対象となる場合において、受託者は説明を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められた場合は、本市の指示に従い対応を図るとともに、説明資料の作成等に協力すること。また、本事業にかかる業務の証拠書類については、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) その他

- ア 本業務の遂行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、この仕様書及び契 約書に定めのない事項、履行上の疑義については札幌市契約規則及び札幌市会計規則 その他関係法令の規定によるほか本市と受託者の協議により定めるものとする。
- イ 受託者は、この仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と 認めたことについては本市との協議に応じること。

(8) 担当

札幌市教育委員会学校教育部学びのプロジェクト担当課 小林 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階

TEL: 011-211-3851 FAX: 011-211-3852